

－募集要領解説書（平成23年度募集）－

1. 事業の趣旨	・・・P	1
2. 事業内容	・・・P	1
2. 1 公募する提案事業の部門	・・・P	1
2. 2 提案事業の要件	・・・P	2
2. 3 応募者及び提案のタイプ	・・・P	4
2. 4 補助対象事業	・・・P	5
2. 5 補助の期間	・・・P	7
2. 6 複数年度にまたがる事業に対する補助	・・・P	7
3. 事業の実施方法	・・・P	8
3. 1 手続き	・・・P	8
3. 2 提案の方法	・・・P	8
3. 3 提案の評価	・・・P	11
3. 4 事業の採択	・・・P	11
4. 補助金交付	・・・P	11
4. 1 補助金交付	・・・P	11
4. 2 事業中及び事業完了後の留意点について	・・・P	14
5. 情報の取り扱い等について	・・・P	14
5. 1 情報の公開・活用について	・・・P	14
5. 2 個人情報の利用目的	・・・P	14
6. 応募方法	・・・P	14

1. 事業の趣旨

* この項の解説はありません

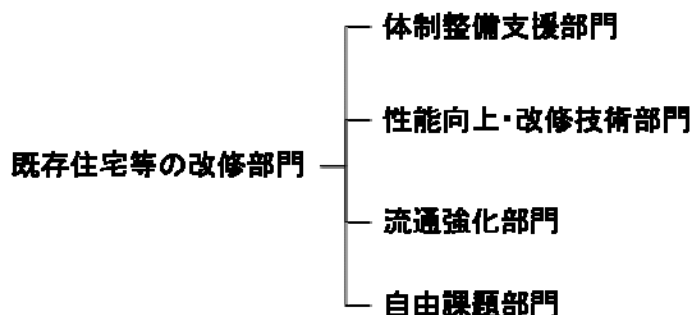
2. 事業の内容

2. 1 公募する提案事業の部門

(1) 既存住宅等の改修部門について

- ・ 既存住宅等の改修部門においては、特定部門として「体制整備支援部門」、「性能向上・改修技術部門」、「流通強化部門」、「自由課題部門」を設けています。

〈特定部門〉



よくある質問**

Q 「流通強化部門」で提案したのについて、他の特定部門に係る評価が高かった場合、その特定部門において採択されることは、あり得るのでしょうか。

A 応募された特定部門以外で適切だと思われる特定部門がある場合、当該特定部門においても評価を検討させていただきます。

Q 「流通強化部門」に提案した場合、他の提案項目の先導的な提案の内容は評価してもらえないのでしょうか。

A 提案された内容は、全て評価の対象となります。ただし、「流通強化部門」では、当該特定部門の内容について重点的に評価を行うこととなります。

Q 「既存住宅等の改修部門」の戸建住宅で、複数のテーマに関して提案する場合は、「自由課題部門」での応募となるのでしょうか。

A 3テーマが含まれている場合は、可能な限り、それぞれのテーマの特定部門での提案として下さい。

Q 複数の「提案事業の部門」で提案したいのですがどのようにすればよろしいでしょうか。

A それぞれの内容について提案申請書を作成しご提出ください。なお、1つの提案で応募できるのは1つの特定部門までです。同一の提案内容では、複数の特定部門の提案はできません。

Q 様式2「①フェイスシート」の「提案の概要」の「種別」について、複数提案したいのですがどのようにすればよろしいでしょうか。

A それぞれの内容について提案申請書を作成しご提出ください。

Q 一つの事業に対する先導的提案数について制限はありますか。

A 先導的提案数、に関する提案について制限はありません。

①既存住宅等の改修部門

- ・ 戸建住宅、共同住宅には、賃貸住宅も含まれます。
- ・ 具体の団地や戸建住宅で改修するというように改修予定の住宅が決定している場合は、現段階でプランが確定していなくても、個別提案としてご応募ください。
- ・ 改修予定の住宅が決定しておらず、今後フリープランで受注する物件は、システム提案と

してご応募ください。

- ・ 複数棟・複数戸をまとめた提案の場合は、フェイスシートに棟数・戸数を明記して下さい。
- ・ プランが確定していない場合は、標準的な住宅の図面（平面図・立面図等）を添付して下さい。
- ・ 同一敷地内において、異なる先導的提案を有した複数戸の住宅を改修する場合については、それぞれの住宅ごとに提案申請書を作成しご提出ください。
- ・ 改修のシステム提案の採択を受けた場合の次年度以降の交付申請について、本解説書 2. 4. 3 および 2. 5 にあるとおり、改修のシステム提案の採択を受けた場合でも、原則として、平成 23 年度中に着手しない事業に関しては、対象となりません。

②維持管理・流通に係る体制整備部門

- ・ 建築後住宅を適切に維持管理・流通等を行うためのシステム（仕組み）を対象とするものであり、設計や建設を目的としたシステムは含まれません。具体的には、住宅の長寿命化に寄与する履歴情報、点検のための新たな仕組み等が対象となります。

よくある質問**
Q 「住宅の履歴書」を作成し維持管理を長期間にわたり行う提案に関する申請先の部門について教えてください。
A 新築される住宅について履歴書を交付するような内容の場合は、応募対象とはなりません。ただし履歴書の整備自体のシステム整備（ソフト等）であれば「維持管理・流通に係る体制整備部門」でご応募ください。

③技術の検証、情報提供及び普及部門

- ・ 今後開発実用化するための検証は応募対象とはなりません。
- ・ 技術の検証については、改修の個別技術の検証についても積極的に評価します。
- ・ 展示用住宅の整備、展示用模型の整備には改修も含まれます。先導的な提案内容を広く情報提供・普及するための提案が該当します。自社で発行する雑誌等において技術情報を提供するものについては応募対象とはなりません。
- ・ 個々の事業者等の内部での普及および啓発の場合は応募対象とはなりません。

よくある質問**
Q 「社会実験」とは具体的にどのような内容か教えてください。
A 「社会実験」は、例えば考案した住宅の流通システム等を試行する場合を想定しています。
Q 複数箇所で「展示用住宅の整備」や「展示用模型の整備」を実施する場合の応募方法について教えてください。
A 一つの事業として提案していただいてもかまいません。ただし、実施する内容が場所により異なる場合については、それぞれ申請書を作成しご提案ください。

2. 2 提案事業の要件

2. 2. 1 先導的な提案等について

- ・ 事業提案にあたっては、先導的な提案が要件となります。先導性の考え方については、募集要

領において部門毎に示されている具体例や平成22年度までの評価結果（総評・概評）をご参照下さい。

評価結果は、以下のURLでご覧になれます。

<平成20年度第1回> <http://www.kenken.go.jp/chouki/pdf/1st-kekka.pdf>

<平成20年度第2回> <http://www.kenken.go.jp/chouki/pdf/2st-kekka.pdf>

<平成20年度 提案内容のとりまとめ>

※「新築戸建て住宅」について、平成20年度の事業を取りまとめた情報を提供

<http://www.kenken.go.jp/chouki/pdf/2torimatome.pdf>

<平成21年度第1回> http://www.kenken.go.jp/chouki/pdf/h21_1st-kekka.pdf

<平成21年度第2回> http://www.kenken.go.jp/chouki/pdf/h21_2nd-kekka.pdf

<平成21年度 提案内容のとりまとめ>

※これまでの公募を通じて提案の中に見られた「住宅産業の新しい動き」及び「既存住宅等の改修部門」について取りまとめた情報を提供

<http://www.kenken.go.jp/chouki/pdf/100208-bessatsu1.pdf>

<http://www.kenken.go.jp/chouki/pdf/100208-bessatsu1hosoku.pdf>

<http://www.kenken.go.jp/chouki/pdf/100208-bessatsu2.pdf>

<平成22年度第1回> http://www.kenken.go.jp/chouki/pdf/h22_1-kekka.pdf

http://www.kenken.go.jp/chouki/pdf/h22_1-kekka2.pdf

<平成22年度第2回> http://www.kenken.go.jp/chouki/pdf/h22_2-kekka.pdf

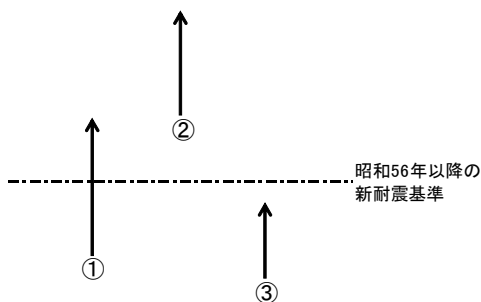
http://www.kenken.go.jp/chouki/pdf/h22_2-kekka2.pdf

<平成22年度 採択事業の実施状況とりまとめ>

※3年間の採択事業の実施状況等について、アンケート調査及びヒヤリング調査の結果を分析・整理し、とりまとめた情報を提供

<http://www.kenken.go.jp/chouki/pdf/110303-torimatome.pdf>

- ・長期優良住宅建築等計画の認定基準の詳細等については、長期優良住宅法関連情報（国土交通省HP(http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk4_000006.html))をご参照下さい。
- ・事業の採択は年度単位で実施することとしており、これまでに採択を受けた提案についても平成23年度の採択を受けるためには再度応募する必要があります。その場合における当該提案の評価については、普及に向けた継続的な取組みの必要性、当該提案の事業実施状況（実績、効果等）、それらをふまえた変更点等を考慮するものとしています。
- ・既存住宅等の改修部門において、戸建住宅については構造躯体の耐久性及び耐震性の向上に係る工事を実施することを必須の条件とします。
耐久性、耐震性の向上については、具体的な上昇の幅や数値、基準等は問いません（下表の①～③のいずれの場合も応募は可能）が、評価委員会により個別に先導性の評価をさせていただくこととなります。



- ① 新耐震基準未満の戸建住宅を新耐震基準以上へ向上させる場合
- ② 新耐震基準以上の戸建住宅の耐震性をさらに向上させる場合
- ③ 新耐震基準未満の戸建住宅の耐震性を向上させるが、改修後も新耐震基準未満の場合

よくある質問**

Q 既存住宅等の改修の場合、長期優良住宅建築等計画の認定基準に適合することが、先導的提案と考えてよろしいでしょうか。あるいは既存改修であっても上記認定基準を満たす以外を先導的提案と考えるのでしょうか。

A 長期優良住宅建築等計画の認定基準は、新築を対象としているもので、改修住宅は対象となっておりません。認定基準を満たすか否かにかかわらず、長寿命化に向けた提案が評価の対象となります。(提案にあたり、認定基準を参考にすることは考えられます。)

Q 既存技術あるいは既知の技術のみにより構築された住宅は対象となりますか。

A 技術の新規性だけでなく、伝統的な技術やソフト面の組合せ等を総合的に評価しますので、既存の技術も評価対象となります。

2. 2. 2 公開等長期優良住宅普及・啓発効果について

よくある質問**

Q 「公開等長期優良住宅普及への寄与」について、竣工(引き渡し)までに1回以上の現場見学会開催で要件を満たしますか。

A 満たします。ただし、公開性の程度が「公開等長期優良住宅普及への寄与」の評価対象となることにご留意下さい。

Q 特許性のある技術で応募することを考えていますが、公開の形式として見学会を想定した場合、見学者に一定の制限(例:同業他社への非公開)を設けることは可能でしょうか。

A 可能です。提案申請書の様式7「⑥長期優良住宅普及への寄与内容の説明、本事業による新たな取組み、強化された取組みの説明」において、その旨を明記して下さい。ただし、「公開等長期優良住宅普及への寄与」については、評価にあたり不利となる場合があります。

2. 2. 3 対象となる住宅の着工時期

よくある質問**

Q すでに工事に着手している住宅に関しては対象外なのでしょうか。

A 事業の採択時点で、すでに着手している事業は原則として対象になりません。

Q 実施設計を平成23年度に開始し、着工が次年度以降となる住宅についても補助対象となるのでしょうか。

A 原則として、平成23年度中に事業に着手するものを対象としています。ただし、共同住宅等設計から着工までに時間がかかるものについては、平成23年度に実施設計に着手しているものであって、平成24年度中に着工するものも対象となります。

Q 実施設計の時期を判断する根拠となる書類等は何のようなものなのでしょうか。

A 契約書や工程表等により確認させていただくこととなります。

2. 3 応募者及び提案のタイプ

よくある質問**

Q 建築主のみで応募する事は可能ですか。

A 可能です。

Q 設計者個人としての応募は可能ですか。
 A 個別提案であれば、建築主と共同申請をすることが必要です。システム提案であれば、住宅を供給する実施体制を有していることが必要となりますので、施工事業者等と共同で申請することが必要です。

Q グループでの提案の場合、法人格が必要となるのでしょうか。
 A グループとしての法人格は必要ありませんが、代表者を決めていただく必要があります。代表者に関する要件は特にありません。

Q 共同で応募する場合、コンセプトに対する助言などを行っている大学の研究室等も応募者になれるのでしょうか。
 A 大学の研究室等が共同提案者となることは可能です。
 * * * * *

2. 4 補助対象事業

* * * よくある質問 * * * * *

Q 補助額はどの時点で確定するのでしょうか。
 A 採択の際に内示されます。
 * * * * *

2. 4. 1 補助を受ける者

※この項の解説はありません

2. 4. 2 補助額

(1) 建設工事等に係る補助額

①調査設計計画費

・改修を前提とした既存住宅等の以下のいずれかの要件を満たす調査について、調査に要する費用の2/3以内の額を対象とします。

1) 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士であって一定の講習を終了し、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成19年法律第66号）第17条第1項に規定する住宅瑕疵担保責任保険法人へ登録した者が実施する建物検査。

2) 建築士であって一定の講習会等を終了した者が行う等評価委員会により認められたもの。

なお、1戸あたりの補助金の額（国費）の上限は10万円とします。

・住宅の長寿命化に係る建築設計費として、特に必要があるものとして3.3(1)で定める評価委員会により認められたものの2/3以内の額とします。設計費が補助対象となるのは、長期優良住宅の設計を行うための内容が特に先導的でそのため多額の設計費を要すること等により特に必要があるものとして判断される場合のみとなります。

②既存住宅等の改修に要する費用

「特別な場合は200万円を超えることもできる」の“特別な場合”は先導性・普及性に特に優れ、かつ提案に多額な費用を必要とする場合です。

補助金の額（国費）を全体改修工事費の1/3以内として算出します。（比較設計による標準的な試算に基づく。）ただし、耐久性または耐震性の向上を伴わない等部分的な改修に

あつては、1/3を下回る額とすることがあります。この場合は、採択後、個別協議を経て決定することとなります。

③体制整備に要する費用（既存住宅等の改修と併せて行う場合）

補助金の額（国費）は体制整備に要する費用の2/3以内として算出します。

住宅履歴情報の整備、既存住宅の性能、品質、取引価格に関する情報提供等を補助対象とします。

既存住宅等の改修部門で併せて申請する場合は1事業当たり200万円までが限度額となりますが、予算の範囲内で査定されることがあります。

④システムの整備に要する費用（既存住宅等の改修と併せて行う場合）

システムの整備費とは住宅の長寿命化に寄与する履歴情報、点検のための新たな仕組み等の整備費用を補助対象とします。CADシステム等の設計や建設を目的としたシステムは含まれません。

既存住宅等の改修部門で併せて申請する場合は1事業当たり1,000万円までが限度額となりますが、予算の範囲内で査定されることがあります。

⑤技術の検証に要する費用（既存住宅等の改修と併せて行う場合）

既存住宅等の改修部門で併せて申請する場合は1事業当たり1,000万円までが限度額となりますが、予算の範囲内で査定されることがあります。

建築基準法等に係る認定を受けるための実験や個別技術の性能を確認するための費用は対象外です。

⑥システムの整備に要する費用

システムの整備費とは住宅の長寿命化に寄与する履歴情報、点検のための新たな仕組み等の整備費用を補助対象とします。CADシステム等の設計や建設を目的としたシステムは含まれません。

1事業当たり1億円までが限度額となりますが、予算の範囲内で査定されることがあります。

⑦技術の検証に要する費用

補助額の上限は設定していませんが、予算の範囲内で査定されることがあります。

建築基準法等に係る認定を受けるための実験や個別技術の性能を確認するための費用は対象外です。

⑧情報提供及び普及に要する費用

個々の提案者等が整備するものについては、先導性及び普及性が特に高いと判断されれば、展示用住宅の整備費、展示用模型の作成費のみ補助対象となりえます。

展示用住宅の整備に係る補助対象事業費の対象は総工事費としてください（先導的提案に係る部分には限定されません）。

補助額の上限は設定していませんが、予算の範囲内で査定されることがあります。

よくある質問**

Q 展示用住宅を売却し、売却先から当該物件のリースを受ける場合の補助対象は何ですか。

A 建設費は対象にならずリース費用が応募の対象となります。適正なリース費用であるか判断するため建設費等の根拠が必要となります。

Q 「既存住宅等の改修部門」について、③体制整備、④システムの整備、⑤技術の検証のいずれも実施せず、改修工事のみを行うことを考えていますが、このような場合も応募はできますか。

A 「既存住宅等の改修部門」では、改修工事のみで応募が可能です。

Q 「既存住宅等の改修部門」において、③体制整備、④システムの整備又は⑤技術の検証を併せて行う提案を考えていますが、③～⑤の提案内容も、評価対象となりますか。

A ③～⑤の提案内容についても、評価を行うこととしています。

Q 「既存住宅等の改修部門」において、③体制整備に要する費用、④システムの整理に要する費用、⑤技術の検証に要する費用の全ての費用についての応募はできますか。

A できません。③～⑤につきましては、いずれかの一つを選択してください。(選択せずに工事のみを行うことも可能です)

2. 4. 2 (2) 附帯事務費

よくある質問**

Q 「附帯事務費を2.2%以内で補助します」とありますが、これの申請はどのように行うのですか。

A 提案申請書の様式8「⑦事業計画」に記載してください。

2. 4. 3 その他

- ・他の補助金の対象となっている事業で補助の対象とならない事業とは、その補助金が国費または国費の補助を受けている補助金です。

よくある質問**

Q 改修を行う事業者が決まっていなくても提案申請は可能でしょうか。

A 住宅を改修する体制が整備されていれば、可能です。

Q 採択後、本年度内に補助事業が完了できない場合、補助対象とならないのですか。

A 年度内に事業が完了しないものは複数年度に係る事業としての扱いとなります。この場合、原則として補助対象部分についての出来高に応じ、各年度に補助を行うこととなります。

2. 5 補助の期間

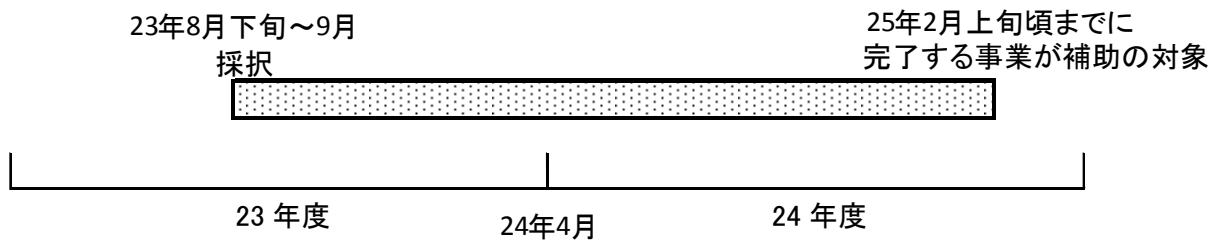
よくある質問**

Q システム提案の採択を受けた場合、採択されたシステムに合致すれば、平成23年度以降に着手する事業も対象となるでしょうか。

A 平成23年度以降に着手する事業は、対象となりません。

2. 6 複数年度にまたがる事業に対する補助

- ・募集要領に記載されているとおり、採択より前に事業に着工することはできません。また、補助対象となる事業は、平成24年度の実績報告の期日(平成25年2月上旬頃)までの範囲となります。平成25年2月以降も引き続き継続する事業は、補助の対象とはなりません。(下図参照)



よくある質問**

Q 複数年度にまたがる事業の場合については、いつまでの出来高が平成23年度の補助対象となるのでしょうか。

A 平成24年1月末までとします。なお、平成24年度以降の工程分については、平成24年度末までに完了するもの（平成25年2月上旬頃までに実績報告を行うもの）が補助対象となります。このため、平成24年度の実績報告の期日（平成25年2月上旬頃）以降も引き続き事業が継続するものについては、補助の対象とはなりませんのでご注意ください。（平成24年度の実績報告の期日までに事業全ての完了が必要です。事業が全て完了しない物件の費用については、補助金の支払いはできません）

3. 事業の実施方法

3.1 手続き

* この項の解説はありません

3.2 提案の方法

（提案方法に関する共通事項）

- ・平成22年度までに応募した提案は、内容を充実させて提案することが可能です。また、採択されなかったものについても修正したもので申請することも可能です。ただし、「様式2—各部門」（①フェイスシート 各部門）の過去の応募について記入する欄に、これまでの応募状況について記入してください。

※様式変更にご注意ください。

- ・平成22年度までに採択を受けた提案について、平成23年度の採択を受けるためには再度応募する必要があります。その場合における当該提案の評価については、普及に向けた継続的な取組みの必要性、当該提案の事業実施状況（実績、効果等）、それらをふまえた変更点等を考慮するものとします。なお、採択された提案の事業進捗が十分でない段階での提案は差し控えてください。

- ・コンセプト（基本的な考え方）が異なるようなものは、それぞれ申請提案書を作成し、別の提案として申請を行ってください。

（個別提案とシステム提案の別）

- ・建築主および改修対象の住宅が決まっているものは個別提案、現段階にて建築主もしくは改修対象の住宅が決まってない、またどちらも未定のものはシステム提案として応募してください。また、同一の住宅の提案において、「改修する住宅が特定している住宅」と「改修す

- る住宅が特定していない住宅」がある場合については、「システム提案」で応募して下さい。
- ・提案内容が同じ場合、一部の住宅が建築主・改修対象の住宅が決まっていたとしてもシステム提案として補助要望棟数や実施予定件数の中に含めて応募してください。
 - ・個別提案において、建築主と施工者等が共同申請をする場合にあっては、応募時に施工者が特定していない場合でも予定業者を記載して応募することは可能です。この場合、採択後に施工者を変更することは可能です。
- システム提案であれば、住宅を供給する実施体制を有していることが必要となりますので、施工者を特定した上で建築主と施工者等で共同申請してください。

(共同提案の事業者名のリスト作成について)

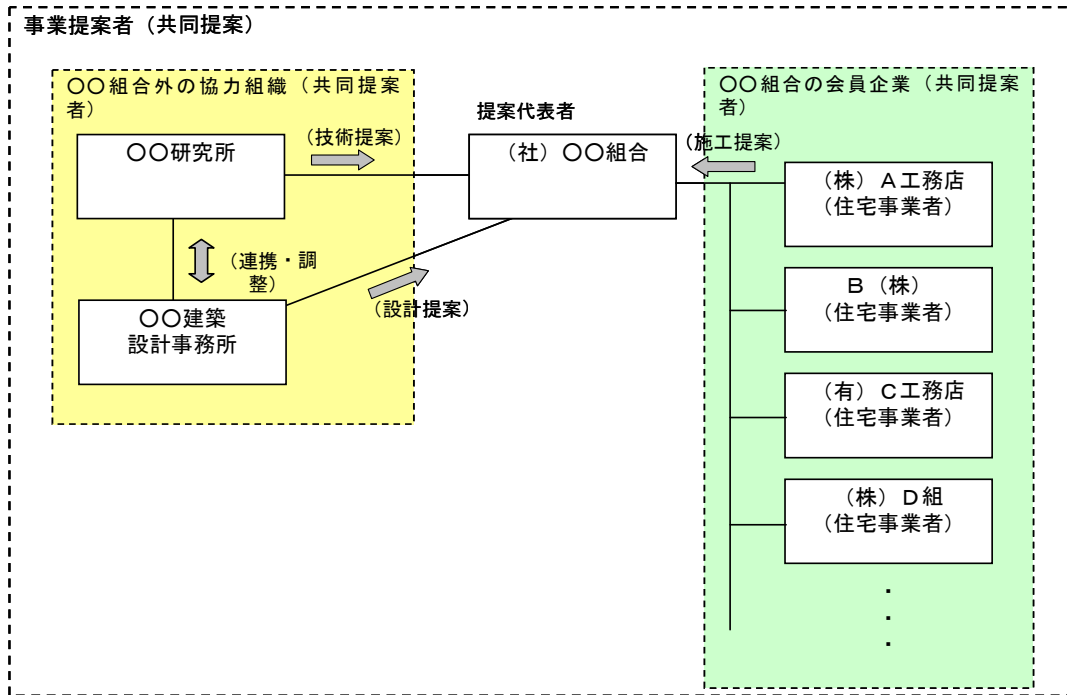
- ・提案申請書のフェイスシートにおいて、建築設計事務所、住宅事業者等との共同提案を行っている場合は、共同提案の事業者名のリストと組織図を別に作成し、別添資料として提出することになっております。

例えば、複数の住宅事業者を構成員とする社団法人等が代表者となり、構成員である住宅事業者及び建築設計事務所等と共同提案を行う場合については、以下(次のページ)のように記載をして下さい。

■共同提案者リスト

提案者	備考
(社) ○○組合	提案代表者
○○研究所	
○○建築設計事務所	
(株) A工務店	(社) ○○組合 会員企業
B (株)	(社) ○○組合 会員企業
(有) C工務店	(社) ○○組合 会員企業
(株) D組	(社) ○○組合 会員企業
...	(社) ○○組合 会員企業
...	(社) ○○組合 会員企業

■組織図



よくある質問**

Q 既存住宅等の改修部門の提案では、1棟1棟別々に提案申請をしなくてはならないのでしょうか。

A 複数棟・複数戸をまとめた提案も可能です。フェイスシートに棟数・戸数を明記して下さい。

Q グループAで先導的な提案を「システム提案」したとします。このグループAの中の1工務店が、まったく同じ先導的な提案を「個別提案」として申請した場合、採択の基準はどうなるのでしょうか。

A グループ内の一員が別に提案をする場合は、提案申請書にその旨を記載して下さい。全く同じ提案の場合は、システム提案か個別提案のどちらかを選択して申請して下さい。

3.2(1) 個別提案

よくある質問**

Q 「3.2(1)個別提案」で、「当該事業を実施する住宅が確定」というのは所有権移転までしていなければならないのでしょうか。

A 当該住宅が確定していればよく、住宅の所有形態等には言及しません。

Q 「3.2(1)」個別提案で、賃貸住宅でも対象になるのでしょうか。

A 可能です。

3.2(2) システム提案

よくある質問**

Q 募集要領「3.2(2)システム提案」の「事業を行う者のリスト」について、社団等が申請する場合は当該リストには会員全員を記載しても構わないのでしょうか。また、後日変更は可能でしょうか。

A 事業を行う者のリストについては、実際に建設を行う工務店（予定を含む）をリストアップしてください。後日追加など変更をすることは可能です。

Q システム提案を行う予定ですが、施工については、当社のグループ会社にて行う予定です。その場合、共同提案事業者として、リストと組織図を別資料として提出する必要がありますか。
A 必要となります。作成方法については、本解説書「3. 2 提案の方法」の説明を参照して下さい。

3. 3 提案の評価

* この項の解説はありません

3. 4 事業の採択

- ・平成23年度の募集については、事業採択の公表は8月末～9月初旬頃を予定しております。また、募集要領に記載されているとおり、採択より前に事業に着工することはできません。

よくある質問**
Q 採択を受けた住宅について顧客と契約する日にちには制限があるのでしょうか。
A 募集要領「3. 4 事業の採択」に記載の通り、補助対象となる事業については原則として採択通知日以降の着手としていただく必要があり、その条件を満たしていただければ契約日は問いません。

4. 補助金交付

4. 1. 補助金交付

4. 1. 1 交付申請

- ・交付申請の手続きならびに交付申請の時期等については、採択時にお知らせします。
- ・システム提案の採択を受けた場合などの採択数が複数となった場合の交付申請については、原則として提案者が取りまとめて交付申請をしていただきます。

(請負で事業を行っている建設事業者がグループで応募する場合の手続き)

- ・請負で事業を行っている建設事業者がグループで応募する場合の手続きは、図1のような流れになります。(システム提案、評価申請者と建築主が別の場合) 評価申請者及び共同申請者となる建築主に対して補助金を交付します。

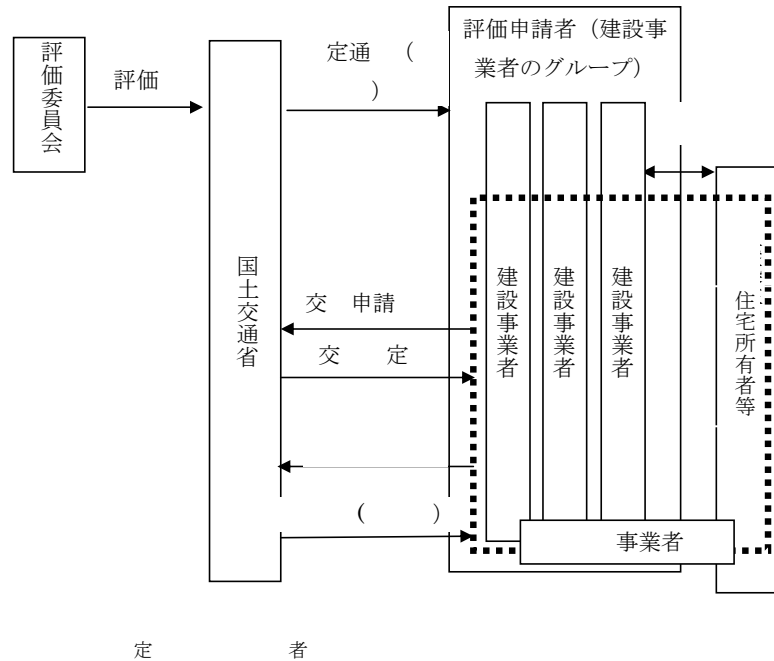


図1 請負で事業を行っている建設事業者がグループで応募する場合の手続き

- ・請負の場合は、諸経費を除く補助金は建築費を負担する建築主に帰属することになりますが、それを具体的にどのように整理するかはグループごとに決定していただき、交付申請時に届け出ていただきます。その際にその内部関係に基づき適切に補助金の処理がされていることを確認するため、例えば契約書に補助金相当分の位置づけが明記されている等の措置を講じていただくことが必要となります。

<注意事項>

- 1) 支払いは、共同事業者の受け入れ先として設けた口座に一括して振り込みます。
- 2) 共同申請者内部の関係は、共同申請者内部で決定することとし、交付申請時に届け出ていただきます。また、その際にその内部関係に基づき適切に補助金の処理がされていることを確認するため、例えば契約書に補助金相当分の位置づけが明記されている等の措置を講じていただくことが必要となります。
- 3) 共同申請者の単位は、地域別の単位とすることも可能です。この場合、地域別の単位の最小単位は都道府県単位とします。

(グループ以外のシステム提案の場合の手続き)

- ・システム提案の場合は、図2のような手続きとなり、評価申請者に対し補助金を交付します。

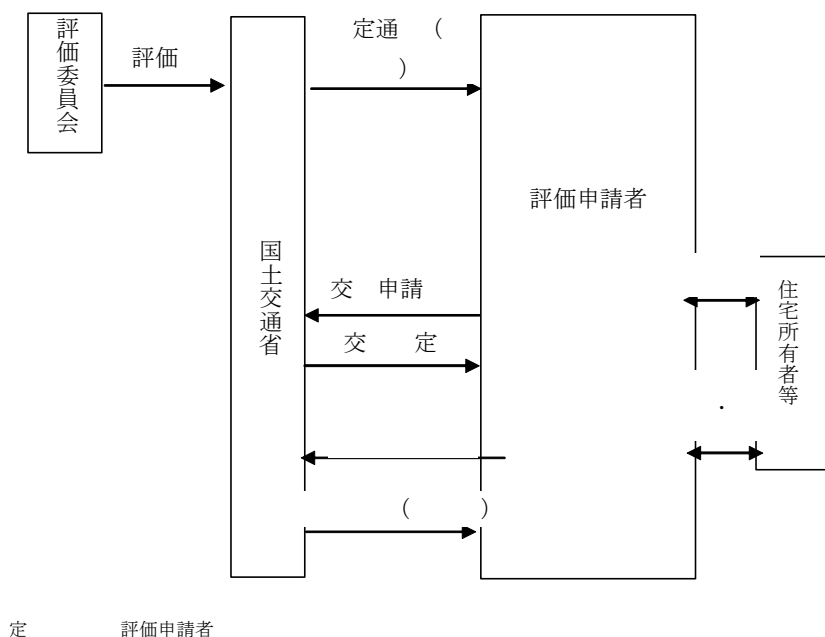


図2 グループ以外のシステム提案の場合の手続き

よくある質問**
 Q システム提案において、採択後、グループ構成員に変更があり、全体の予定建設棟数が増加する場合、増加した棟数分についても補助金が交付されるのでしょうか。
 A グループ構成員を変更することは可能ですが、全体の建設棟数の増加は認められません。なお、グループ構成員を変更する場合は、交付申請時に再度「事業を行う者のリスト」を提出して下さい。

4. 1. 2 交付決定

* この項の解説はありません

4. 1. 3 補助事業の計画変更について

- ・申請時に詳細が未確定なため標準的な図面を提出した場合、応募申請時の図面と決定した図面とで大幅な間取り変更が生じた際は、先導的な提案に係らない範囲の変更であれば、補助の対象になりえます。
- ・システム提案の採択を受けた場合、申請の標準図と違う建物でも先導性として求めている性能が同じであれば補助の対象になります。

よくある質問**
 Q 応募時に添付した図面を採択後に変更する事は可能ですか。
 A 先導的な提案に係らない範囲であれば、変更可能です。
 Q 工事中、完了時に検査をおこなうのですか。
 A 募集要領「4. 1. 4 実績報告及び額の確定について」に記載のあるとおり、「完了実績報告書」を受理した後、国土交通省が必要に応じて現地調査等を実施する場合があります。

Q 提案が採択された後、申請者が買収などにより他者に営業譲渡した場合、譲渡先が補助金を受ける権利も継承できるでしょうか。

A 継承可能となる場合もあると考えられますが、詳細については、個別にご相談下さい。

4. 1. 4 実績報告及び額の確定について

よくある質問**

Q 実績報告の際の提出が必要な証明書は何ですか。

A 「既存住宅等の改修部門」においては交付申請と同様の内容である事について、募集要領「4. 1. 4 実績報告及び額の確定について」に示すとおり、建築士等の証明をつけていただくこととなります。

4. 1. 5 複数年度にまたがる事業の場合

- ・「複数年度にまたがる事業に対する補助」について、「原則として補助対象部分についての出来高に応じ、各年度に補助を行う」となり、例えば平成23年度に事業を開始し、平成24年度に事業を完了する場合は、実績報告を平成23年度末と事業完了時の2度提出することになります。

よくある質問**

Q 工事の完了が平成23年度内であるが、引き渡しは平成23年度を超える場合があります。この場合複数年度の事業となるのでしょうか。

A 工事の完了時点を事業の完了時点として単年度の事業として取り扱うこととなります。

4. 2 事業中及び事業完了後の留意点について

- ・補助を受けた建物について融資のために抵当権を設定することは可能です。

5. 情報の取り扱い等について

5. 1 情報の公開・活用について

- ・展示用住宅において事業の採択を受け、先導的な提案に関する展示を行う場合、住宅の展示を行っている旨を、HP等で広く公表することが必要となります。必ずしも補助を受けている旨を明記する必要はありません。

5. 2 個人情報の利用目的

* この項の解説はありません

6. 応募方法

よくある質問**

Q 提案企画の補足資料を添付したいのですが、様式以外のものを付け加えてよいでしょうか。

A 「様式6-各部門」(<既存~検証>先導的提案の内容説明)については、提案項目毎の記載は1枚を限度としますが、様式以外に説明用の参考資料の添付を認めています。参考資料はA4版で簡潔なものとしてください。

Q 先導的提案内容を複数で考えた場合、適合性確認を目的とする図面等が増えてしまいます。

募集要領「6. 5 提出書類」にて、平面図・立面図（A4：1～2枚程度）とありますが、提案内容に即して、枚数を増やしてもかまわないでしょうか。

A 募集要領「6. 5 提出書類」で求めているのは、提案する住宅の平面図・立面図で、住宅の概要を確認する目的で提出いただくものです。様式6で提案の内容説明を行う際、必要に応じてその他の図面を添付することも認めています。

Q 応募図書のうち、平面図等については、ワードに画像データ等（JPEG、PDF等）を貼り付けても良いのでしょうか。また、A3折込にしても良いのでしょうか。

A ワードに画像データを貼り付けることは可能です。用紙サイズはA4としてください。

Q 提案申請書の様式8「⑦事業計画」にある住宅の改修工事費の根拠はどのように確認するのですか。

A 請負で契約書があるものは、契約書で確認することとなります。自社発注のもの等については、積算書を出してもらうこととなります。
